

仕 様 書

1. 件名

広島市立広島市民病院二相式気道陽圧ユニット等賃貸借（新規患者分）（単価契約）

2. 契約対象物件（以下「物件」という。）及び設置場所

契約対象物件	設置場所
二相式気道陽圧ユニット一式 （電源コード、圧力センサチューブ、エアチューブ、マスク等を含む。）	使用者宅等

3. 物件の仕様

- (1) この仕様書における二相式気道陽圧ユニットとは次のものをいう。
 - ① 慢性心不全等の患者に対し、二相式気道陽圧呼吸療法を実施できるもの。
 - ② 患者の呼吸安定のため、サポート圧が換気量の変化に対応して自動調節できるもの。
 - ③ 院内使用の場合は [J 045 人工呼吸]、在宅療法の場合は [C 107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料] が算定できるもの。
- (2) 使用済みの物件を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行ったうえで貸与するものとする。
- (3) 24時間体制で、患者やその家族等からの緊急連絡（国内旅行・外泊の場合を含む。）に対応（留守番電話や FAX 対応は不可）するものとする。
- (4) 物件の故障等が発生し、至急対応が必要な場合には、速やかに使用者宅を訪問して対応するものとする。
- (5) 旅行・外泊中の対応については、受注者は、使用者に物件貸与時及び使用者から旅行・外泊する旨の申し出があった時には、サポート体制、物件の取扱等について説明するものとする。

4. 物件の発注

物件の発注は、発注者が所定の様式の指示書を受注者に提示することにより行うものとする。

5. 物件の引渡し等

- (1) 受注者は、物件の引渡しに当たっては、次の事項について責任をもって行うものとする。
 - ① 発注者が指示した引渡期日及び場所に物件を搬入し、使用者が使用できる状態に調整を完了し使用者に引き渡すこと。ただし、天災地変等の事情により引渡しが遅延した場合には、この限りではない。

- ② 使用者に、物件の取扱方法及び広島市立広島市民病院での定期的な受診が必要であることを説明すること。
 - ③ 使用者に故障時等の対応を説明すること。
- (2) 受注者は、前項の作業が終了すると、物件の貸与報告書を作成し、使用者の確認を得たうえで、発注者に提出すること。この報告書の提出をもって物件の引渡し completed したものみなす。また、受注者は、その写しを保管しておくこと。
- (3) 発注者は、使用者が、主治医の処方及び別途受注者が使用者に手交する物件の取扱説明書に従い、正しく使用するよう指導するものとする。

6. 物件の保守・点検等

- (1) 受注者は、少なくとも6ヶ月に1回、受注者の負担において物件の点検及び部品交換等を行い、物件を常に良好な状態に保たなければならない。
- (2) 24時間体制で故障等の緊急時の問い合わせに対応するものとする。
- (3) 修理費・部品費・出張費用等は全て受注者の負担とする。

7. 使用者宅への立ち入り等

- (1) 受注者は、従業員が搬入、点検等のために使用者宅等に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び使用者の同意を得るものとする。ただし、緊急時等であらかじめ同意を得ることが困難な場合は、使用者の同意のみとする。
- (2) この場合、受注者の従業員は受注者が発行する身分証明書を、発注者や使用者の求めで速やかに提示しなければならない。

8. 請求及び支払い

- (1) 受注者は、毎月月末に使用者の物件使用等を確認したのち、速やかに発注者に対して報告書及び適法な支払請求書をもって賃貸借料の請求を行うものとする。
- (2) 発注者が受注者に対して支払う賃貸借料の月額、物件ごとの賃貸借料(月額単価)に当該月の使用台数を乗じて得た額を合算した額とする。